

認定基準の一部改正について

令和8年5月15日開催の理事会において、「移動式室内足場」及び「アルミニウム合金製可搬式作業台」の認定基準の一部改正について承認され、即日施行することといたしました。

なお、一部改正の主な要旨については、下記のとおりです。

一部改正の主な要旨

1 移動式室内足場

- (1) 直接に作業床へ昇降するもの（安定度試験・踏棧の曲げ試験を行う形式（図－6））を対象外としたこと。
- (2) (1)に伴い、構造及び強度等を変更したこと。

2 アルミニウム合金製可搬式作業台

移動式室内足場の改正に伴い、片側の脚柱部分を持ち上げ、2個の脚輪により走行できる形状のものをアルミニウム合金製可搬式作業台の対象としたこと。

移動式室内足場の認定基準の一部改正について

1 適用

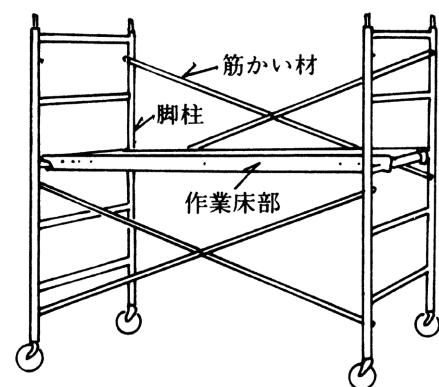
現行のまま

2 種類

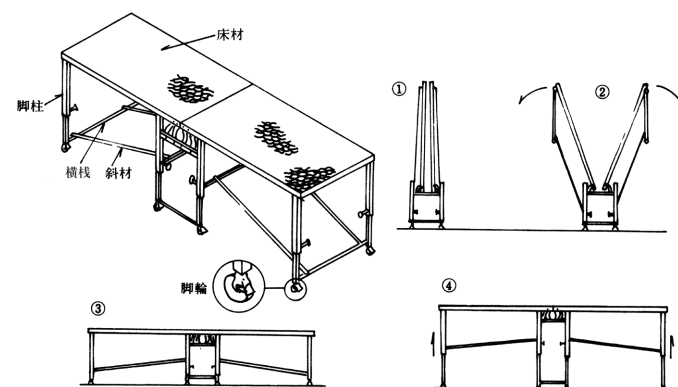
移動式室内足場は、次の2種類とする。

第1種……脚柱及び脚輪とも4以上を有し、かつ、組立て、移動が容易に行えること及び使用時の安全性が確実に保持できるものをいう。

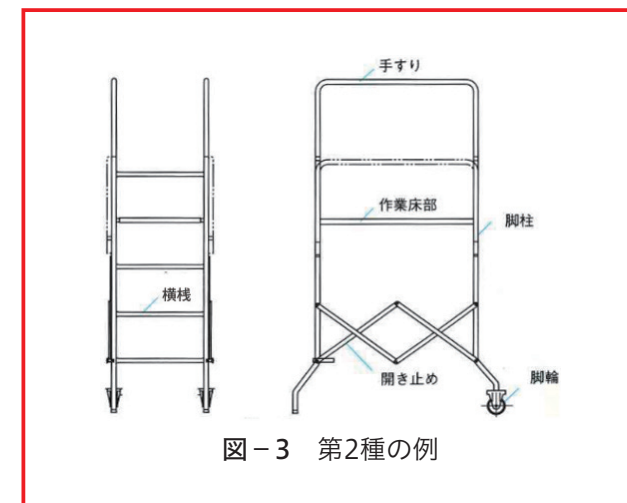
第2種……脚柱4及び脚輪2を有し、移動の際は、片側の脚柱部分を持ち上げ、2個の脚輪により走行できるものであって、かつ、使用時の安全性が確実に保持できるものをいう。



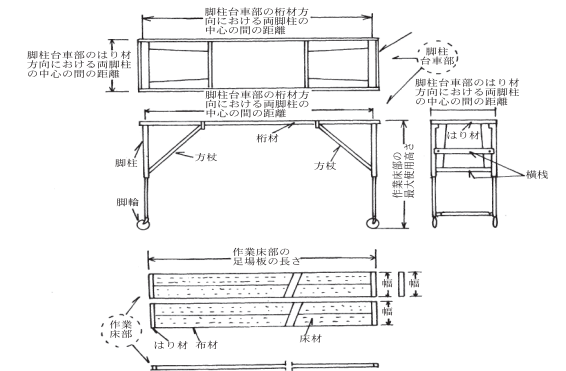
図－1 脚柱台車部の横棧により高さを調節する第1種の例



図－2 脚柱台車部が作業床部と分離できない第1種の例



図－3 第2種の例



図－4 脚柱により高さを調節できる第1種の例

図の変更

3 材料等

現行のまま

4 構造

- (1) 移動式室内足場は、脚柱台車部及び作業床部を有し、かつ、次の各号に定めるところによるものでなければならない。

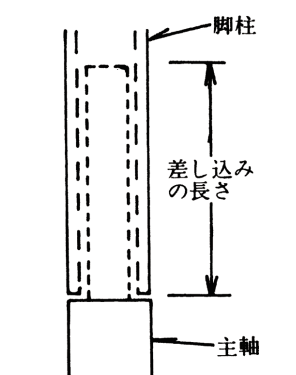
- a 作業床部の最大使用高さが2.0m未満であること。
- b 作業床部の大きさは、幅40cm以上、長さ60cm以上であること。

- (2) 脚柱台車部は、脚柱、桁材、はり材、横棧、斜材、方づえ、脚輪等を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a アウトリガーを有するものにあつては、前記(1)によるほか、アウトリガーの張り出したときにおける両アウトリガーの接地点間隔が、作業床部の最大使用高さの35%以上であること。
- b 開脚状態の安定性が確実に保持できるものであること。
- c 作業床部の端部が積載荷重等により容易に浮き上がりを生じない構造のものであること。

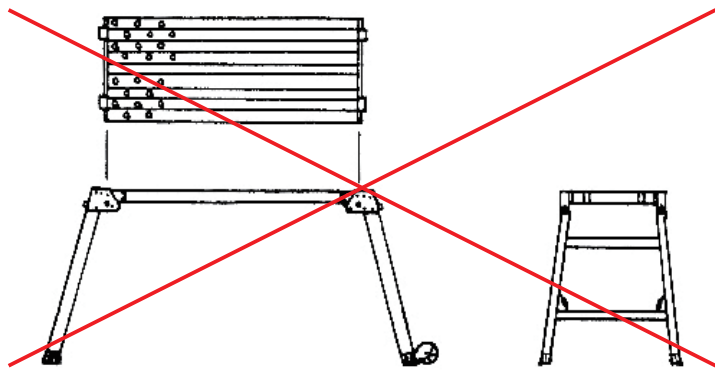
- (3) 脚柱台車部の脚輪は、主軸、フォーク、車輪及びブレーキを有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a 脚柱と脚輪との接合部は、ボルト止め等により固定したもの又は差し込み式とし、抜け止めのない差し込み式のものにあつては、その差し込み長さは200mm以上であること。
- b 車輪が外径73mm（75±2.0mm）以上であること。
- c 脚輪が主軸を軸として回転できるものであること。ただし、第2種のものの脚輪については、この限りでない。
- d 脚輪の主軸間の距離が、作業床部の最大使用高さの35%以上であること。



図－5 差し込み式の例

- ただし、図一6に示すような形式のものにあっては、7 強度等の(2)「安定度試験」に定める試験方法により試験を行い転倒しないものであること。
- (4) 作業床部の床材は、次によるものとする。
- a 床面が鋼製又はエキスパンドメタルのものにあっては、これと布材及びはり材等が溶接され、又は折り曲げ加工等により一体化されていること。
 - b 床面がアルミニウム合金製のものにあっては、これと布材及びはり材等が押出成形又は機械的結合等により一体化されていること。
 - c 床面は滑り止めの措置が施されていること。
- (5) 作業床部の床材は、脚柱台車部から脱落しないものとする。
- (6) 作業床部の床材が2枚以上からなるものにあっては、床材と床材との隙間が30mm以内であるものとする。
- (7) 作業床部が折りたたみ構造のものは、開いたときにほぼ水平であること。
- (8) 作業床部の高さが脚柱台車部の脚柱の伸縮により調節できる形式のものにあっては、脚柱の内管がピン等により外管に確実に固定でき、かつ、固定状態が容易に確認できること。
- ~~(9) 直接に作業床へ昇降するものにあっては、安全に昇降できるためのステップ等を備えるものとする。この場合において、使用高さが1.5mを超えるものにあっては、安全に昇降するため作業床から60cm以上の突出した手がかかり棒等を設けたものであること。~~
- (9) アウトリガーを有するものにあっては、必要な張り出し状態を確実に保持できる機能を有するものであること。



図一6 安定度試験・踏栈の曲げ試験を行う形式の例

以下現行のまま

5 工 作 等
6 最大積載荷重 } 現行のまま

7 強 度 等

- (1) 移動式室内足場は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる強度等を有するものでなければならない。ただし、(4)たわみ及び強度試験は、エキスパンドメタル製の床材で構成されたものについて行うものとする。

試 験 方 法	強 度 等
(たわみ及び曲げ試験) a 次の図に示すように、移動式室内足場を最大使用高さとし、各車輪のブレーキを作動させ、試験機中心と4個の脚柱で支持される作業床の中心^{※1}とを一致させた状態で定置させ、加力梁を介し作業床に鉛直荷重を掛け、荷重の値が最大積載荷重^{※2}×n^{※3}×9.8×10⁻³ [kN] (その数値が1.47kN以下のときは1.47kN) のときにおける鉛直たわみ量及び荷重の最大値を測定する。 なお、作業床が折りたたみ構造のものの鉛直たわみの測定にあっては、0.75kNの鉛直荷重を掛けた後、荷重を取り除きこの状態をたわみの基準とする。 (正面図) (側面図) (平面図) 4脚柱で支持するもののたわみ及び曲げ試験の例 (正面図) (側面図) (平面図) 8脚柱で支持するもののたわみ及び曲げ試験の例 b アウトリガーを有するものにあっては、前記a鉛直たわみ及び荷重試験によるほか、アウトリガーを所定の接地点間隔でセットして、aの試験方法で試験を行う。 (正面図) (側面図) (平面図) アウトリガーを有するもののたわみ及び曲げ試験の例	鉛直たわみ量 10mm以下 荷重の最大値 次の式により 計算を行って 得た数値 (その 数値が4.41 kN以下のと きは4.41kN) 最大積載荷 重^{※2}×n^{※3}× 2.36 × 10⁻² [kN] 鉛直たわみ量 及び荷重共に 前記aと同じ 値

※1 脚柱台車部が4を超える個数の脚柱で構成されるものにあっては、隣り合った4個の脚柱が負担する作業床のうち床面積が大きい方の中心のことをいう。

※2 最大積載荷重の値は製品に表示された値を用い、単位はkgとする。

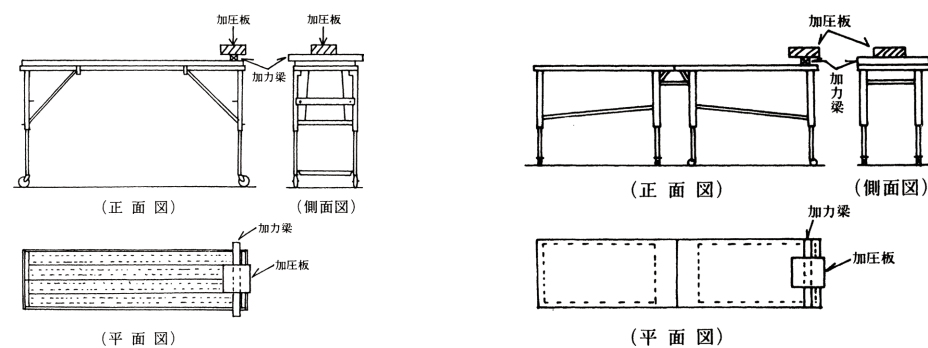
※3 nは、脚柱台車部が4の脚柱で構成されるものにあっては1、脚柱台車部が4を超える個数の脚柱で構成されるものにあっては、(隣り合った4個の脚柱が負担する作業床のうち大きい方の床面積) ÷ (全体の面積)。

注：試験時の隣り合った4車輪の向きは、第2種のものを除き、脚柱台車部の桁材に平行な外向きとする。

(圧縮試験)

(1) 脚柱が垂直であるもの

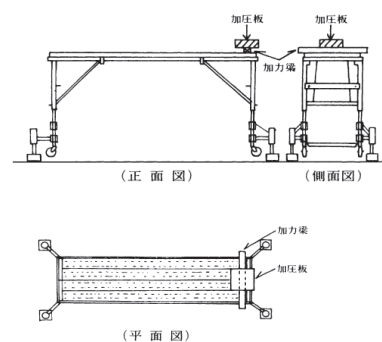
a 次の図に示すように、移動式室内足場を最大使用高さとし、全車輪のブレーキを作動させた状態で定置させ、脚柱の中心^{※1}から内側へ100mm^{※2}離隔した位置の作業床^{※3}に加力梁を介し圧縮荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。



4脚柱で支持するものの圧縮試験の例

8脚柱で支持するものの圧縮試験の例

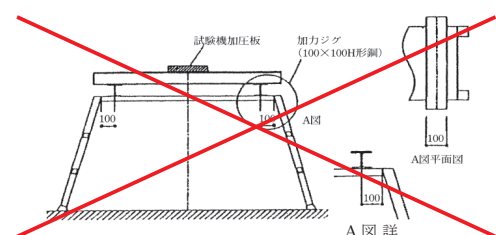
b アウトリガーを有するものにあつては、前記aの試験によるほか、アウトリガーを所定の接地点間隔でセットして、aの試験方法で試験を行う。



アウトリガーを有するものの圧縮試験の例

~~(2) 脚柱が垂直でないもの~~

~~次の図に示すように、移動式室内足場を開脚状態にし、最大使用高さにし試験機を中心と作業床の中心を一致させた状態で定置させ、作業床部の端部から100mmの位置にそれぞれ長さ方向と直角方向に載せた加力ジグ(100×100H形鋼)を介して圧縮荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。~~



~~脚柱が垂直でないものの圧縮試験の例~~

※1 第2種のものにあつては、脚輪が付いている方の脚柱中心

※2 作業床に床付き布わくを使用するものにあつては、つかみ金具の中心から内側へ200mmの位置

※3 脚柱台車部が4を超える個数の脚柱で構成されるものにあつては、床面積が大きい方の作業床

荷重の最大値

次の式により計算を行つて得た数値(その数値が4.41kN以下のときは4.41kN)

最大積載荷重^{※4}×n^{※5}×2.36×10⁻² [kN]

荷重の最大値

前記aと同じ値

~~強度：~~

~~荷重の最大値~~

~~—8.82kN—以上~~

~~平均値~~

~~—9.71kN—以上~~

~~8.82kN以上~~

※4 最大積載荷重の値は製品に表示された値を用い、単位はkgとする。

※5 nは、脚柱台車部が4の脚柱で構成されるものにあつては1、脚柱台車部が4を超える個数の脚柱で構成されるものにあつては、(隣り合った4個の脚柱が負担する作業床のうち大きい方の床面積)÷(全体の面積)。

注：試験時の隣り合った4車輪の向きは、第2種のものを除き、脚柱台車部の桁材に平行な外向きとする。

(脚輪のブレーキ性能及び開脚部分の剛性試験)

次の図に示すように、移動式室内足場を最大使用高さとし、水平な仕上げコンクリート床盤上に、全車輪のブレーキを作動させた状態で定置させ、その作業床の中心^{※1}に、次の(a)又は(b)による質量の重りを載せて、脚柱間の中央の所定の高さ^{※3}を水平に引張る^{※2}。

引張荷重の値が次の(c)式により計算を行つて得た数値のときの各車輪の回転の有無及び開脚部分の損傷の有無を確認する。

なお、車輪が主軸を軸に回転できるものにあつては、各車輪の向きが引張荷重に対してもっとも抵抗の少ない向きとする。

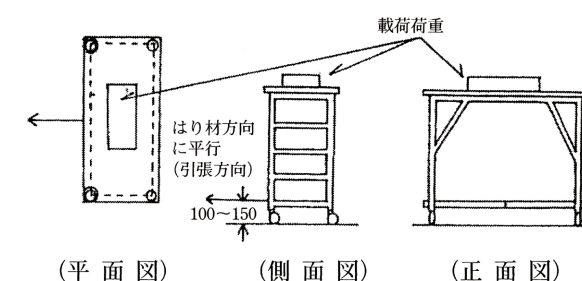
(a) 最大積載荷重^{※4} (脚柱台車部が4個の脚柱で構成される場合)

(b) (隣り合った4個の脚柱が負担する作業床の床面積)÷(全体の面積)×最大積載荷重^{※4}。

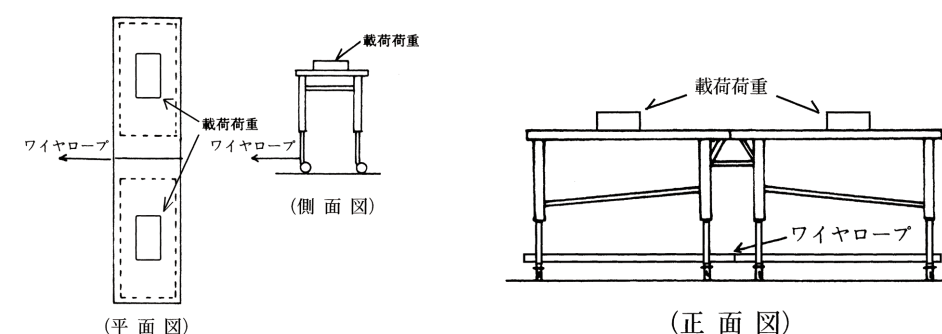
(脚柱台車部が4を超える個数の脚柱で構成される場合)

(c) 式 3.34×10⁻³×最大積載荷重 [kN]

注：上記(c)式において計算した値が0.49kN以下の場合は0.49kNとする。

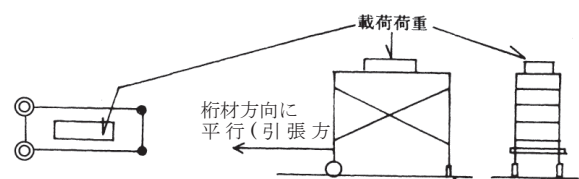


4脚柱で支持するものの脚輪のブレーキ性能及び開脚部分の剛性試験の例



8脚柱で支持するものの脚輪のブレーキ性能及び開脚部分の剛性試験の例

- 1 車輪が回転しないこと。
- 2 開脚部分の損傷等が認められないこと。



◎部分：横桟方向の両脚柱

(平面図)

(側面図)

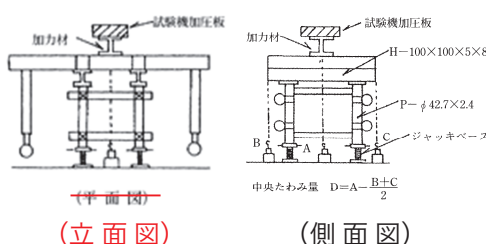
(正面図)

第2種のものの脚輪のブレーキ性能及び開脚部分の剛性試験の例

- ※1 4を超える個数の脚柱で構成されるものにあつては、4個の脚柱が負担する作業床の中心にそれぞれ載せる。
- ※2 引張方向は第1種のものにあつてははり材方向に平行、第2種のものにあつては桁材方向に平行とする。
- ※3 所定の高さとは100mm以上150mm以下とする。
- ※4 最大積載荷重の値は製品に表示された値を用い、単位はkgとする。

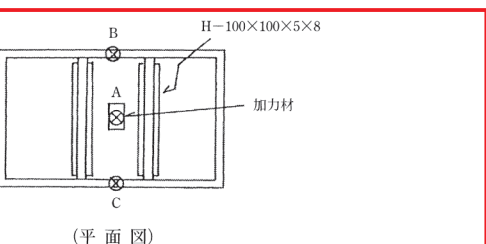
(たわみ及び強度試験)

次の図に示すように、移動式室内足場の作業床部の床面のうち、はり材又は布材あるいは根太材で区分される面積が最大となる部分の中心に加力材※1を介し鉛直荷重を掛け、荷重の値が最大積載荷重※2 $\times n^{※3} \times 9.8 \times 10^{-3}$ [kN] (その数値が1.47kN以下のときは1.47kN)のときの床材の鉛直たわみ量及び荷重の最大値を測定する。



(立面図)

(側面図)



(平面図)

たわみ及び強度試験の例

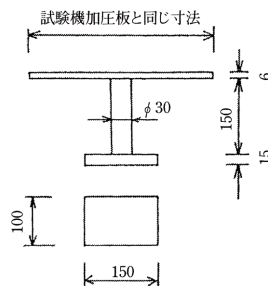
図と文言位置の変更

- ※1 加力材は、材料が日本産業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400の規格に適合する鋼材であつて、かつ、図に示す寸法とする。
- ※2 最大積載荷重の値は製品に表示された値を用い、単位はkgとする。
- ※3 nは、脚柱台車部が4の脚柱で構成されるものにあつては1、脚柱台車部が4を超える個数の脚柱で構成されるものは、（隣り合った4個の脚柱が負担する作業床のうち大きい方の床面積）÷（全体の面積）。

備考：寸法の単位は、mmとする。

鉛直たわみ量
15mm以下

荷重の最大値
次の式により
計算を行つて
得た数値（その
数値が4.41
kN以下のときは
4.41kN）
最大積載荷
重※2 $\times n^{※3} \times$
 2.36×10^{-2}
[kN]



(2) 4の(3)のdのただし書に示す形式のもので、(1)に定める試験に加えて行う安定度試験及び踏棧の曲げ試験は、次の表の左欄に定める試験方法を行った場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる強度等を有するものでなければならない。

試 験 方 法	強 度 等
(安定度試験) 次の図に示すように、移動式室内足場を開脚状態にし、伸縮型にあつては最大使用高さにし、作業床の長さ方向の中央、かつ、幅方向の中央部に75kgの重りを載せ、作業床の上面で幅方向に15kgの重りをつり下げることにより水平力を与え転倒の有無を調べる。 備考：寸法の単位は、mmとする。	転倒しないこと。
(踏棧の曲げ試験) 次の図に示すように開脚状態にした移動式室内足場の踏棧の中央部に、踏棧の長さ方向と直角をなす方向で載せた加力梁（1辺が10cmの角材）を介して鉛直荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。（全ての踏棧について、試験を実施する。ただし、全ての踏棧が、材質、板厚、形状及び接合方法等が同じもの場合は、最下段の踏棧のみで、他の踏棧は省略することができる。）	強度： 荷重の最大値 2.94kN 以上 平均値 3.24kN 以上

8 表 示

現行のまま